

提 案 理 由

(令和 8 年度関係議案)

議案第 23 号から議案第 31 号まで

議案第 23 号から議案第 31 号までの予算議案についてご説明申し上げます。

物価や人件費に加え、今後の金利の上昇見込により本市財政においても硬直化が高まるなかではありますが、持続可能な財政基盤を維持しながら、新たにスタートする第三次総合計画のもと、50 年、100 年先を見据えたまちづくりを進めていかなければなりません。

令和 8 年度予算では、まちなか再生や企業誘致に取り組むほか、引き続き次世代の育成や防災・浸水対策、公共施設の老朽化対策を前進させるなど、「市民がイキイキと輝くまち」を形づくるための予算編成といたしました。

この説明では、予算の概要にとどめさせていただき、詳細につきましては、予算特別委員会での予算審査においてご審議をお願いしたいと存じます。

令和 8 年度予算のうち、一般会計予算の総額は 643 億円となり、前年度と比べ 128 億円、率にして 16.6%の減となっております。

歳入につきましては、税制改正に伴い地方譲与税が減少する一方、市税収入は増収を見込むとともに、県の税収増に伴う各種交付金や地方特例交付金につきましても増額を見込んでおります。また、各目的基金からの繰入金は、増大する公債費の財源とするほか、財政状況の将来見通しを踏まえ、まちなか再生や公共施設の老朽化対策などの普通建設事業の財源として活用し、市債の発行抑制も図っております。

歳出につきましては、義務的経費である人件費や扶助費、公債費の合計が約 309 億円となり、歳出全体の 48.1%を占めております。人件費は、人事院勧告による給与改定や定年退職者の発生などにより、前年度と比べ約 9 億 400 万円、率にして 8.8%の増、扶助費は、障害福祉サービスの利用者数の増加や私立保育園等に関する公定価格の改定などから、約 9,900 万円、率にして 0.7%の増、公債費は、借入利率の上昇などから、約 3 億円、率にして 5.0%の増となっております。

また、物件費は、開館を迎える市民会館や指定管理者制度を導入する市営住宅の指定管理料の増加やギガスクール構想に係る児童用タブレット端末購入費などにより、約 3 億 7,800 万円、率にして 4.9%の増、補助費等では、旧浄化センターの解体に伴う下水道事業会計への補助金やクリントピア丸亀の改修に係る負担金の増加などにより、約 8 億 5,600 万円、率にして 12.7%の増となっております。

一方、投資的経費では、市民会館や消防指令システムなどの整備が完了することにより、約148億5,500万円、率にして55.1%の減となっております。

なお、財政の弾力性を示す経常収支比率は、歳入において、市税や各種交付金の増加により経常的一般財源の増加を見込むものの、歳出では、人件費や公債費の増加に加え、扶助費や補助費等の増加に伴う、経常的一般財源所要額も増加することから98.7%となり、前年度の当初予算段階の96.8%と比較すると1.9ポイントの増加となっております。

次に、予算第2条の債務負担行為は、市民ひろばや賑わい拠点施設等の大手町地区4街区再編整備に関連する事業や城辰小学校校舎長寿命化改修事業など、翌年度にわたる契約が必要となる事業のほか、丸亀市土地開発公社の資金借入れに係る債務保証や市が先行取得を依頼する用地取得費について、後年度にわたる負担の限度額を定めるものであります。

予算第3条の地方債は、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

予算第4条の一時借入金は、その借入れの最高額を50億円と定めるものであります。

予算第5条の歳出予算の流用につきましては、各項の給料、職員手当等及び共済費の予算額に過不足が生じた場合に、各項の間の流用ができる旨を定めるものであります。

続きまして、特別会計の概要をご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計予算の総額は、119億800万円であります。引き続き、被保険者の健康保持・増進に向けた施策を推進するほか、医療給付費の適正化や安定的な運営に努めてまいります。

国民健康保険診療所特別会計予算の総額は、1億4,480万円であります。計画的な診療機器の整備などにより、医療の充実に努め、離島住民の健康維持を図ってまいります。

駐車場特別会計予算の総額は、1億1,050万円であります。指定管理者に市営駐車場の管理運営を委託するほか、適切な維持補修を進め、効率的な運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、22億600万円であります。広域連合で運営される後期高齢者医療制度の窓口事務や保険料徴収などの業務を担ってまいります。

介護保険特別会計予算の総額は、101億2,500万円であります。高齢者が安心して自分らしく生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、計画的に介護保険事業に取り組んでまいります。

介護保険サービス事業特別会計予算の総額は、1億4,640万円であります。地域包括支援センターにおいて、介護予防サービスに係るケアマネジメントを実施してまいります。

下水道事業会計予算につきましては、下水道事業費用及び資本的支出の総額で 80 億 8,023 万円であります。公共用水域の水質保全と快適な生活環境づくりのために管渠やポンプ場などの老朽化対策工事を実施するとともに、災害時に備えて下水道施設の耐震化や浸水対策に取り組んでまいります。また、旧浄化センターの解体工事、ウォーター P P P の契約手続も引き続き進めてまいります。

モーターボート競走事業会計予算につきましては、収益的支出及び資本的支出の総額で 1,425 億 9,626 万 3,000 円であります。令和 8 年度は、5 月に G II レディースオールスター、11 月に G I 京極賞、2 月に G I 四国地区選を開催する予定であります。収益の確保を図り、市政への更なる貢献ができますよう努めてまいります。

議案第 32 号から議案第 37 号まで

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正、丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正及び丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、一般職の職員の通勤手当、期末・勤勉手当及び特定任期付職員の期末・勤勉手当について、人事院勧告に準拠した改正を行い、併せて会計年度任用職員の期末・勤勉手当、特別職及び市議会議員の期末手当についても改正を行うものであります。

議案第 38 号

丸亀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法施行令の一部改正に伴い、条ずれが生じることによる規定の整備のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 39 号

丸亀市行政手続条例の一部改正につきましては、行政手続法において、公示送達デジタル化に関する規定の整備が行われたことから、条例、規則に基づく処分等においても同様の取扱いができるよう所要の改正を行うとともに、字句の修正を行うものであります。

議案第 40 号

丸亀市体育施設設置条例の一部改正につきましては、飯山総合運動公園体育館メインアリーナに冷暖房設備が新規設置されることに伴い冷暖房使用料を設定するとともに、飯山総合運動公園体育館サブアリーナの冷暖房使用料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 41 号

丸亀市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、生活に困窮する外国人に対して生活保護法の規定に準じて実施する保護に関する事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における準法定事務に見直されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 42 号

丸亀市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の一部改正につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正により、事業者による障がい者に係る社会的障壁の除去の実施についての配慮が努力義務から義務に見直されたことから、これに準じた改正を行うものであります。

議案第 43 号

丸亀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、文言の適正化のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 44 号

丸亀市介護保険条例の一部改正につきましては、令和 7 年度税制改正をうけ介護保険法施行令が一部改正され、介護保険における保険料率の判定基準に係る特例が定められたことに伴い、令和 8 年度の介護保険料算定の特例を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 45 号

丸亀市法定外公共物管理条例の一部改正につきましては、ため池の水面を利用した太陽光発電施設の使用料について、これまでゴルフ場又はこれに類するものとして運用していましたが、設置を検討する事例が増加していることからこれを明確化するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 46 号

丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例の制定につきましては、市内に存するため池を活用した太陽光発電事業の実施に当たり、太陽光発電施設の適正な設置及び管理について必要な事項を定め、地域との共生及び調和を図り、もってため池の多面的機能、地域の良好な自然環境、生活環境、農業、文化及び景観の保全に寄与することを目的として制定するものであります。

議案第 47 号

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損

害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を見直すとともに、災害対策基本法の一部改正により異常な自然現象として地盤の液状化が追加されたことに伴う字句の整理のため、所要の改正を行うものであります。

議案第 48 号

丸亀市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、現行の法令に即した条文の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 49 号

丸亀市モーターボート競走事業従事員の給与の種類及び基準を定める条例の廃止につきましては、丸亀市モーターボート競走事業において採用している従事員を、会計年度任用職員としての雇用へ改めることから、本条例を廃止するものであります。

議案第 50 号

丸亀市立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の一部改正につきましては、就学奨励費支給対象者についても給食費無償化の対象とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 51 号

丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正につきましては、丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区保存活用計画の策定に伴い、計画名称を「保存計画」から「保存活用計画」に改めるため所要の改正を行うとともに、字句の修正を行うものであります。

議案第 52 号

総合整備計画の策定につきましては、香川県丸亀市広島町辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 53 号

モーターボート競走施行に係る事務の受託に関する協議につきましては、江戸川モーターボート競走場は全国で唯一河川を利用した競走場で、季節により風向きの影響を大きく受けるなど、大変厳しい環境下での開催を余儀なくされていることから、令和 8 年 4 月 1 日から東京都六市ボートレース事業組合へと名称変更する東京都六市競艇事業組合主催で行われる令和 8 年度の一般競走の一部につきまして、モーターボート競走施行に係る事務を受託いたしたいので、これに係る事務の受託について東京都六市競艇事業組合と協議いたしたいのであります。